

## カルテ等の開示を希望される方へ

### 東京労災病院長

当院では、患者さんが自分の病気について深く理解されたうえで治療に専念していただけるように、患者さんからカルテなどの診療記録の開示の希望があった場合には、治療効果への影響やプライバシーの保護等について支障が生じないことを確認したうえで開示しております。

ただし、診療記録の開示に当たっては、刑法上の守秘義務がありますので、厳密な書類上の手続きが必要となります。

開示を希望される方は、この「お知らせ」をご覧ください、必要な書類をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

#### 1 開示を申請することができる方

- (1) 満15歳以上の患者さん本人（ただし、成年被後見人等を除きます。）
- (2) 患者さんの法定代理人（親権者、後見人）
- (3) 実質的に患者さんのお世話をしている親族またはこれに準ずる方
- ※ (2)(3)において、患者さんが満15歳以上の場合は、成年被後見人等を除き、患者さんの同意が必要となります。

#### 2 申請の手続き

- (1) 申請される方は、診療情報提供申請書にご記入のうえ、必要な書類（様式1参照）を添えて、当院医事課に提出していただきます。
- (2) 申請書を受理後は、開示しても差し支えないか等について病院として判断させていただきますので、決定までの間お待ちいただきます。
- (3) 決定後、申請者あてに開示の可否および日時について回答書にて連絡致します。
- (4) 開示を行う場合は、申請をされた方本人に行うこととなります。また、当日は回答書と申請をされたときにお持ちいただいた書類を再度お持ちいただくこととなります。

#### 3 開示ができない場合

次の場合は開示ができないこと（一部開示ができないこと）がありますので、予めご了承ください。

- (1) 患者さんの心身の状態や治療効果に悪影響があると予想されるとき。
- (2) 紹介状など第三者から得た記録が含まれており、当該第三者の了解を得られないとき。
- (3) 開示することが、患者さんおよび関係者の権利利益または生命の安全を損なうおそれのあるとき
- (4) 治療目的でない診断に関する診療記録であるとき。
- (5) 平成14年3月1日以前の診療に関する記録であるとき。